令和８年度

ＰＴＡ総会資料

富田林市立喜志中学校ＰＴＡ

令和８年５月１日

【令和８年度 ＰＴＡ総会次第】

１．開会のことば
２．会長あいさつ
３．教職員紹介
４．議長選出
５．議事
　①令和７年度事業報告
　②令和７年度会計決算報告
　③令和７年度部活動振興協力会会計決算報告
　④令和７年度会計監査報告

　　※令和７年度役員退任、会長退任のあいさつ

　⑤令和８年度役員選出

　　※令和８年度役員就任、会長就任のあいさつ

　⑥令和８年度事業計画案説明
　⑦令和８年度会計予算案説明
　⑧令和８年度部活動振興協力会会計予算案説明
６．議長解任
７．学校長あいさつ
８．閉会のことば

5、①　令和７年度　ＰＴＡ事業報告

	学校行事	ＰＴＡ行事
４月	4/4 入学式 赴任式・始業式・対面式 離任式 家庭訪問	4/4　入学式 １年生学級委員選出 4/23 新旧本部役員会、２・３年学級委員選出
５月	5/2 学習参観・PTA総会 中間テスト 5/19大阪関西万博 校外学習（全学年）	5/2　PTA総会、３年生修学旅行説明会 １年生宿泊学習説明会 5/24 本部役員会、学級委員総会、第1回実行委員会 学級委員会でバザーの日程検討
６月	3年修学旅行（沖縄） 6/1～3 1年宿泊学習（兵庫） 6/8・9 期末テスト	※6/26 市生徒指導研究集会
７月	期末懇談会 終業式	広報「喜志中123号」発行
８月	始業式 実力テスト	

	学校行事	PTA行事
9月		9/6　本部役員会・第2回実行委員会 喜志中バザー実行委員会
10月	10/3　体育大会 中間テスト 10/31 合唱コンクール	10/3　体育大会参加（本部役員　受付） （バザー出品物　受付） 10/11　喜志中バザー実行委員会 10/31　喜志中バザー実行委員会
11月	11/15　学習参観 期末テスト	11/8　すこやかネット「ふれあいフェスタ」喜志中にて 喜志中バザー実施 11/15　PTA本部役員選考委員会
12月	期末懇談会 終業式	12/7　すこやかネット「地域清掃」
1月	始業式 1/23　1・2年 学習参観 1/27　創立記念日 3年生 学年末テスト	1/23　本部役員会・第3回実行委員会
2月	2/10 私立高校入試 2/19 公立高校特別選抜 1.2年生 学年末テスト	広報「喜志中PTA　インスタグラム」開設
3月	3/11 公立高校一般選抜 3/13 卒業式 修了式	3/13　卒業式

令和7年度　ＰＴＡ会計決算報告

富田林市立喜志中学校PTA

［収入の部］　（単位：円）

項　目	予　算	収　入	摘　　要
会　　費	1,400,000	1,440,000	
繰　越　金	532,974	532,974	
雑　収　入	0	0	利息等
合　計	1,932,974	1,972,974	

［支出の部］　（単位：円）

項　目	予　算	決　算	摘　　要
事　業　費	530,000	476,211	体育大会、合唱コンクール、卒業式等の行事、各PTA委員会事業等
運　営　費	100,000	26,895	ＰＴＡ運営上の諸経費
分　担　金	54,000	25,965	市ＰＴＡ負担金等
通　信　費	36,000	8,500	切手、はがき、案内郵送料
慶　弔　費	36,000	0	会員および生徒の慶弔費
環境整備費	380,000	204,768	学校内外の環境整備諸経費
学習充実費	480,000	467,313	教育用品、学習充実諸経費
進路指導費	54,000	12,280	進路指導諸経費
記念事業費	50,000	50,000	記念事業積立金
予　備　費	212,974	0	
合　計	1,932,974	1,271,932	

総収入	総支出	差引残高（来年度へ繰越）
1,972,974	1,271,932	701,042

記念事業積立金残高	674,158

令和８年3月31日

会計簿及びその他の関係書類について監査の結果、
上記の通り適正に執行されていることを証明します。

会計監査委員　石原 幸太郎

会計監査委員　高田 幸佑

令和７年度 部活動振興協力会会計決算報告書

富田林市立喜志中学校部活動振興協力会

（収入の部）　（単位：円）

項　目	予　算	決　算	増　減	摘　要
会　費	570,000	554,400	-15,600	558口×100円
市補助	200,000	203,500	3,500	市からの補助金
雑収入	0	0	0	返品
繰越金	463,286	463,286	0	繰越金
合　計	1,233,286	1,221,186	-12,100	

（支出の部）　（単位：円）

項　目	予　算	決　算	増　減	摘　要
本部費	150,000	112,446	37,554	部活動運営費
選手派遣費	250,000	148,120	101,880	公式戦選手派遣費
修繕費	200,000	127,535	72,465	体育館カーテン、バレーボールフェンス代等
予備費	178,286	0	178,286	
部活動費	455,000	444,940	10,060	各部活動費
[内訳]				
野球	45,000	45,000	0	ボール、試合用品等
バレー	45,000	44,935	65	ボール、試合用品等
陸上	45,000	37,048	7,952	トレーニング用具等
卓球	45,000	45,000	0	試合球、練習球等
サッカー	25,000	24,163	837	大会参加費、トレーニング・試合用品等
女子バスケット	45,000	45,000	0	大会参加費、活動用具等
男子バスケット	45,000	45,000	0	大会参加費、活動用具等
テニス	45,000	45,000	0	大会参加費、ボール等
ハンドメイド	45,000	45,000	0	材料費等
吹奏楽	70,000	68,794	1,206	楽譜、大会参加費等
合計	1,233,286	833,041	400,245	

令和8年度への繰越金　1,221,186 - 833,041 = 388,145

令和8年 3月 31日

会計簿及びその他の関係書類について、監査の結果、上記の通り適正に執行されていることを証明します。

会計監査委員　石原幸太郎　印

会計監査委員　高田幸佑　印

5、⑤　令和８年度　PTA役員選出

令和８年度の本部役員に関する選考委員会を開催し、以下のように候補者を選出致しました。

会長	松本　裕介	様
副会長	髙田　幸佑	様
副会長	田中　亜寿佳	様
書記	岡島　直美	様
書記	板倉　美枝	様
会計	藤田　若菜	様
会計	阪下　潤平	様
会計監査委員	永野　昭	様
会計監査委員	土井　正揮	様

5、⑥　令和８年度　ＰＴＡ事業計画（案）

令和８年５月１日
喜志中学校ＰＴＡ

本年度の基本方針

地域との連携、会員相互の連携をより緊密にし、子どもたちが安心し楽しく学べる学校づくりをめざします。

	学校行事	ＰＴＡ行事
４月	4/6 入学式 赴任式・始業式・対面式 離任式 家庭訪問	4/6　入学式（本部役員出席） １年生学級委員選出 4/24　新旧本部役員会、２・３年学級委員選出
５月	5/1 学習参観・PTA総会 中間テスト	5/1　PTA総会・3年修学旅行説明会 2年学年懇談会・1年宿泊説明会 5/23　本部役員会・学級委員総会 第１回実行委員会 喜志中バザーについて検討
６月	6/5・6 １年生宿泊学習（神戸） 6/10～12 ３年生修学旅行（沖縄） 期末テスト	※6月下旬　市生徒指導研究集会
７月	夏期短縮授業 期末懇談 終業式	喜志中バザー実行委員会
８月	始業式	

	学校行事	PTA行事
9月	1・2年生実力テスト 3年生チャレンジテスト	9/5　本部役員会・第2回実行委員会 喜志中バザー実行委員会
10月	10/2 体育大会 中間テスト 10/29　合唱コンクール	10/2　体育大会参加（バザー出品物受付） ※喜志中バザー実行委員会 （実施まで随時）
11月	11/21　土曜学習参観 期末テスト 進路説明会	11/7　すこネット「ふれあいフェスタ」 喜志中バザー実施 11/21　PTA本部役員選考委員会 ※すこやかネット「講演会」（予定）
12月	期末懇談会 終業式	※12月　すこネット「地域清掃」
1月	始業式 実力テスト 1/22　1・2年 学習参観 1/27 創立記念日 3年生 学年末テスト	1/22　本部役員会・第3回実行委員会 市PTA大会
2月	2/10　私立高校入試 2/18 公立高校特別選抜 1・2年生 学年末テスト	
3月	3/10 公立高校一般選抜 3/12 卒業式 修了式	卒業式

※日程については変更することがあります。ご了承ください。

5.⑦　令和８年度　ＰＴＡ会計予算（案）

富田林市立喜志中学校PTA

［収入の部］　（単位：円）

項　目	予　算	摘　　要
会　　費	1,400,000	□×100円
繰 越 金	701,042	
雑 収 入	0	利息等
合　計	2,101,042	

［支出の部］　（単位：円）

項　目	予　算	摘　　要
事　業　費	530,000	体育大会、合唱コンクール、入学式・卒業式等の行事、PTA各委員会の活動・事業等
運　営　費	100,000	ＰＴＡ運営上の諸経費
分　担　金	54,000	市ＰＴＡ等負担金
通　信　費	36,000	切手、はがき、案内郵送料等
慶　弔　費	36,000	会員および生徒の慶弔費
環境整備費	480,000	学校内外の環境整備諸経費
学習充実費	380,000	教育事務用品、学習充実諸経費、研究会参加費
進路指導費	54,000	進路指導諸経費
記念事業費	50,000	記念事業積立金
予　備　費	381,042	
合　計	2,101,042	

※ 予算の執行については、費目の流用ができる。

5.　令和８年度 部活動振興協力会会計予算（案）

喜志中学校部活動振興協力会

（収入の部）　（単位：円）

項　目	予　算	摘　要
会　費	570,000	570口×100円
市補助	200,000	市からの補助金
雑収入	0	預金利息
繰越金	388,145	繰越金
合　計	1,158,145	

（支出の部）　（単位：円）

項　目	予　算	摘　要
本部費	150,000	部活動運営費
選手派遣費	250,000	公式戦選手派遣費
修繕費	200,000	修繕費
予備費	93,145	
部活動費	465,000	各部活動費
[内訳]		
野球	50,000	ボール、バット、試合用品　等
バレー	50,000	ボール、試合用品等
陸上	50,000	トレーニング用具等
卓球	50,000	試合球、練習球等
バスケット女子	50,000	大会参加費、試合用品等
バスケット男子	50,000	大会参加費、試合用品等
テニス	50,000	大会参加費、ボール等
ハンドメイド	45,000	絵具、画用紙等、調理実習費、材料費等
吹奏楽	70,000	楽譜、大会参加費等
合計	1,158,145	

＊市からの補助金を除き、予算の執行については、費目の流用ができる。

富田林市立喜志中学校ＰＴＡ規約（案）

第　１　章　　名　称

第１条　本会は、富田林市立喜志中学校ＰＴＡと呼び、事務所を喜志中学校におきます。

第　２　章　　目　的

第２条　本会は、会員相互に協力し、学校と家庭と社会との関係をいっそう密にして、生徒の福祉の増進と地域社会の文化の向上をはかることを目的とします。

第　３　章　　方　針

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の基本方針に従って会務を行います。

１．教育を本旨とする民主団体として活動します。
２．地域の中学校として、地域に根ざした活動をします。
３．知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもづくりにむかって家庭と学校が一体となって活動します。
４．会員の教養向上のための活動をします。

第４条　前条のことがらを遂行するにあたり、次のことに留意します。

１．営利的事業や本会の主旨に反する活動の団体に関係したり、これを支持したりしません。
２．会の運営は、どこまでも民主的なものであって、他のいかなる団体の支持や干渉もうけません。
３．学校の管理運営・教員人事には干渉しませんが、教育問題については意見をのべることができます。
４．個人情報については本 PTA 活動以外の目的には使用しない。

第　４　章　　会　員

第５条　本会の会員となることができるものは、本校に在籍する生徒の両親、または保護者とし、本校に勤務する校長及び教職員とします。ただし学区内に在住し、教育に関心を持ち、本会の主旨に賛同するものは、役員会の承認によって入会することができます。

第６条　１．会員は、すべて同等の権利と義務を持ちます。
２．会員は、所定の会費を納めなければなりません。ただし特別な事由のあるときは会費を免除されることがあります。

第７条　会員は、すべて第２章の目的をめざし、第３章の方針に従って行動する義務がある。

第　５　章　　役　員

第８条　本会の役員は、次のとおりです。

１．会長　１名　両親・保護者から
２．副会長　２名　両親・保護者から
３．書記　２名　両親・保護者・教職員から（内教職員から１名）
４．会計　２名　両親・保護者・教職員から（内教職員から１名）

第 9 条　役員は、第 11 条の各条によって選出されます。
第 10 条　役員の任期は、一年とします。ただし再選はさしつかえありません。
第 11 条　役員の任務は、次の通りです。
1．会長は、本会の代表者で本会を総理します。
2．副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務めます。
3．書記は
（1）会長が招集する会議の議事及び活動状況を記録します。
（2）会議の手続き・連絡などの事務を担当します。
（3）この会に関する記録書類を保管します。
4．会計は
（1）本会のすべての会計事務を処理します。
（2）会計監査委員の監査を経た決算を総会に報告します。

第 6 章　会 計 監 査 委 員

第 12 条　本会の経理を監査するため、2 名の会計監査委員をおきます。
第 13 条　会計監査委員は、第 11 章の各条によって選出されます。
第 14 条　会計監査委員の任期は一年とします。
第 15 条　会計監査委員は、本会の会計の収入関係を監査し、総会において報告します。

第 7 章　委 員 会

第 16 条　本会は、目的を達成するため、下記の委員会をおきます。
（1）常任委員会
本部役員会・学級委員会
（2）選考委員会
（3）会計監査委員
※　特別委員会（広報委員会・文化教養委員会）→令和５年度より廃止
第 17 条　学級委員会の委員は、学級毎に 3 名の委員を委任します。ただし、学級数や学級に在籍する生徒数により、4 名の委員の委任となる場合もあります。
第 18 条　学級委員会には、委員の互選により各学年に委員長 1 名、副委員長を若干名おきます。
第 19 条　学級委員会は、学級の会員と学校との連絡・学級・学年を基礎にした活動を行います。
第 20 条　※地区委員会→令和 4 年度より廃止済
第 21 条　※地区委員会→令和 4 年度より廃止済
第 22 条　※地区委員会→令和 4 年度より廃止済
第 23 条　各常任委員の任期は一年とします。ただし再任してもさしつかえありません。各委員会には、委員の互選によって委員長を置きます。

第24条　1．各委員会は、必要に応じて構成する集会（委員総会）を開くことができます。
2．この集会は、会長に連絡の上、委員長が招集します。

第25条　その他特別な事由が生じたときは、必要な委員会を構成することができます。

第８章　実行委員会

第26条　本会に実行委員会をおき、役員・各常任委員長と学校代表によって構成します。

第27条　1．総会において議決された事項を処理します。
2．役員会及び各常任委員会において立案された事業の計画を審議検討します。
3．その他運営に必要な事項を審議し、処理します。

第28条　実行委員会は、総会につぐ議決機関として必要な議事を審議・議決することができます。

第29条　1．実行委員会は、会長が必要と認めた時に招集し、その定数は委員総数の３分の１以上で成立します。
2．実行委員会の議長には原則として会長がなります。

第９章　総会及び集会

第30条　総会は、本会の最高決議機関であります。

第31条　1．総会は、全会員の５分の１以上の出席がなければ成立しません。ただし、やむをえない事由のため出席できない会員の委任状を議長に提出してこれにかえることができます
2．議事は出席者の審議を経て多数決で決めます。

第32条　総会は、少なくとも年１回以上開かなければなりません。

第33条　次の事項は総会で審議し、議決または承認をうけなければなりません。
1．役員・会計監査委員の選出
2．規約の改正
3．予算及び事業計画の審議
4．決算及び事業報告の承認
5．その他重要事項

第34条　必要に応じて、次の集会を持つことができます。
1．全委員の集会（委員総会）
2．学年別・学級別会員の集会（学年集会・学級集会）
※　地区別会員の集会→令和４年度より廃止済

第35条　前条の各集会は、各集会の必要な事項または緊急を要する事項について出席者が協議します。

第36条　委員総会は会長が、その他の集会はそれぞれの委員長が、会長に連絡の上、招集し、司会をします。

第 10 章　　会 計

第 37 条　本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金で支弁します。

第 38 条　会費は、１口月額１００円とします。

第 39 条　本会の会計年度は、４月１日より開始し、翌年３月 31 日でおわります。

第 11 章　　役 員 選 出

第 40 条　役員及び会計監査委員を選出する場合、候補者を選考するため２月までに選考委員会を構成します。

第 41 条　選考委員会の構成は次の通りです。
本部役員および１・２年の学級委員長で構成します。
※特別委員会→令和５年度より廃止

第 42 条　委員長は、構成員の互選により選出します。

第 43 条　選考委員会は、指名する候補者を総会７日前に本会事務所前に告示しなければなりません。

第 44 条　前条の規定にかかわらず、会員は役員及び会計監査委員に立候補（ただし会員 10 名以上の推薦を必要とする。）することができます。

第 45 条　役員と会計監査委員は、総会において無記名投票により選出されます。

第 46 条　対立候補のない時は、出席者の多数決により承認されます。
選考委員会は、立候補の受付および選挙管理事務一切を行い、任務完了と同時に解散します。

第 12 章　　改 正

第 47 条　この規約は、総会において出席者の多数決によって改正することができます。

（付則）この規約は、昭和 58 年４月１日より施行する。
規約の一部改正（第 17 条）、平成３年４月 20 日より施行します。
規約の一部改正（第４１条）、平成１６年４月２４日より施行します。
規約の一部改正（第４条・第４０条・第４１条）
平成２６年５月１０日より施行します。
規約の一部改正（第 16 条・17 条）、令和２年６月３０日より施行します。
規約の一部改正（第８条・第 20 条・第 21 条・第 22 条・第 41 条）
令和３年５月８日より施行します。
規約の一部改正（第１６条・第４１条）
令和５年５月 13 日より施行します。
規約の一部改正（第１７条）、令和６年５月２日より施行します。

以上

富田林市立喜志中学校ＰＴＡ慶弔規定

第１条　この規定は、富田林市立喜志中学校ＰＴＡ会員・生徒および教職員等の慶弔に関して規定します。

第２条　ＰＴＡ会員の慶弔については次の通りとします。

１．会員がＰＴＡに関連して特別な表彰を受けた場合は、その都度役員会で協議して決定します。

２．会員死亡の場合･･･香儀 5000 円・しきみ１対
　　役員・実行委員・当該学級委員に通知
　　ＰＴＡ代表・学校代表お通夜に参列
　　ＰＴＡ代表・学校代表・生徒代表葬送

第３条　生徒の慶弔については次の通りとします。

１．生徒が公的機関から表彰を受けた場合は、その都度役員会で協議して決定します

２．生徒死亡の場合･･･香儀 5000 円・しきみ１対
　　役員・実行委員・当該学級委員に通知
　　ＰＴＡ代表・学校代表・当該学級委員お通夜に参列
　　ＰＴＡ代表・学校代表・生徒代表葬送

第４条　教職員の慶弔について→令和７年度より廃止

第５条　ＰＴＡ会員・生徒および教職員で不慮の災害にあった場合は、その都度役員会で協議して決定します。

第６条　この規定による会員、生徒及び教職員に対する慶弔については、いかなる名目であっても、有志学級で申し合わせて、この類似行為をしない。

第７条　この規定以外の事項については、その都度役員会で協議して決定します。ただし、急を要する場合は、会長専決し、役員会に事後承認を得ることにします。

※　ＰＴＡ慶弔規定について、役員会において出席者の過半数の賛成により、改正することが出来る。

第８条　この規定による贈与に対しては、いっさい返礼をしません。

第９条　この規定は、昭和５９年４月１日より実施します。

以上

改正　平成８年４月２０日、 平成１４年４月２０日、 平成２９年４月１５日
　　令和７年４月２３日